

### 84. 社会福祉関係法による保護状況

社会の谷間にある人達の社会復帰を目的とした社会福祉制度に、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法等がある。

なかでも生活保護法による適用者が最も多く、昭和42年度平均の保護人員20,289人に対し約22.1億円の保護費が支給されている。保護人員は昭和27年を最高に逐次減少し昭和42年度の保護率（人口1,000人につき）は6.8と減少している。

保護費の内訳をみると医療扶助が最も高く56.5%、ついで生活扶助36.2%、その他7.3%となっている。

児童福祉法適用による施設収容人員は43年3月現在において約2万8千人に達し、措置費は約9億円である。

国民年金法のうち、福祉年金は給付実人員9万6千人、給付額15.6億円となっている。

年 度	生 活 保 護 法							
	平 均 被 保 世 帯 保 護 数	平 均 被 保 人 員	保 護 費 (100万円)				保 護 率 (人 口 1000人 につき)	
			計	(うち) 生活扶助	(うち) 医療扶助	(うち) 教育扶助		
昭和30年度	12 304	32 301	720	238	431	29	14.6	
35	11 130	28 052	973	303	600	29	12.2	
38	9 901	23 387	1 247	499	640	42	9.4	
39	9 000	21 615	1 388	548	739	42	8.6	
40	8 983	20 580	1 624	586	915	49	7.6	
41	9 309	20 585	1 888	688	1 053	53	7.3	
42	9 378	20 289	2 212	801	1 250	55	6.8	
	児 童 福 祉 法		身 体 障 害 者 福 祉 法		国 民 年 金 法			
	施設収容 人 員	児 童 措 置 費 (100万円)	身 体 障 害 者 手 帳 新 規 交 付 数	更 生 援 護 取 扱 実 人 員	福 祉 年 金			
					給 付 実 人 員	給 付 額 (10万円)	(うち) 老 齡 福 祉 金	
昭和35年度	(144)10 992	158	1 280	9 505	73 981	839	702	
38	(123)19 976	606	948	12 502	78 708	1 013	839	
39	(124)21 133	720	1 324	15 971	89 938	1 038	873	
40	(117)21 408	898	1 170	18 019	90 847	1 201	1 028	
41	(124)24 286	736	1 452	...	93 259	1 414	1 226	
42	(131)27 592	865	1 640	22 955	95 956	1 560	1 344	

厚生課，国民年金課調 注) ( )は母子寮の世帯数である。